

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成20年3月13日(2008.3.13)

【公開番号】特開2001-310395(P2001-310395A)

【公開日】平成13年11月6日(2001.11.6)

【出願番号】特願2001-107090(P2001-107090)

【国際特許分類】

B 29 D 30/24 (2006.01)

【F I】

B 29 D 30/24

【手続補正書】

【提出日】平成20年1月24日(2008.1.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】タレット支持ハウジング(12)と、前記タレット支持ハウジング(12)上に回転可能に搭載されたタレットフレーム(22)と、前記タレットフレームの片側で前記タレットフレーム(22)上に回転可能に搭載された第1のドラム(36)と、前記タレットフレーム(22)の他方の側で前記タレットフレーム(22)上に回転可能に搭載された第2のドラム(38)と、を備えたタイヤ成形装置において、

前記タレットフレーム(22)を前記タレット支持ハウジング(12)から直接回転駆動して、前記第1のドラム(36)および前記第2のドラム(38)をタイヤ部品を取り付けるための所定の位置に位置決めするために、前記タレット支持ハウジング(12)上に搭載されて、前記タレットフレーム(22)と直接駆動係合をする動力駆動手段を有することを特徴とするタイヤ成形装置。

【請求項2】前記動力駆動手段はピニオン駆動歯車(24)を備え、前記タレットフレーム(22)は該ピニオン駆動歯車(24)と係合する歯車ラック(26)を有することを特徴とする、請求項1に記載のタイヤ成形装置。

【請求項3】タレット支持軸(20)上に搭載されて回転可能なタレットフレーム(22)を備え、該タレットフレーム(22)は、間隔をあいて配置された第1および第2のベアリング(44、46)に支持された第1の駆動軸(42)に取り付けられて回転可能な第1のドラム(36)と、第2の駆動軸(54)に取り付けられて回転可能な第2のドラム(38)と、を有し、該第2の駆動軸(54)は、第3および第4のベアリング(56、58)上で回転可能に、タレット支持ハウジング(12)に支持されたタイヤ成形装置において、

間隔をあいて配置された前記第1のベアリング(44)は前記第1のドラム(36)に隣接する固定ベアリングであり、前記第2のベアリング(46)は前記第1のベアリング(44)から間隔をあいて配置され、前記第1の駆動軸(42)の伸びを許しながら前記第1のドラム(36)の実質的に固定した軸方向位置を維持するように移動することができ、前記第3のベアリング(56)は前記第2のドラム(38)に隣接する固定ベアリングであり、前記第4のベアリング(58)は前記第3のベアリング(56)から間隔をあいて配置され、前記第2の駆動軸(54)の伸びを許しながら前記第2のドラム(38)の実質的に固定した軸方向位置を維持するように軸方向に移動できることを特徴とするタイヤ成形装置。